

年 月 日

令和2年(ヨ)第10022号 地位保全及び賃金仮払仮処分申立事件

債権者 林 義博 外9名

債務者 日本アクリル化学株式会社

仮処分

名古屋地方裁判所民事第1部ホC係 御中

公正な判決を要請する請願署名

被告(債務者)である日本アクリル化学社は、2019年6月に原告(債権者)らが加盟する労働組合に対し、日本アクリル化学(株)名古屋工場が親会社であるザ・ダウ・ケミカルカンパニーとして、ダウ基準に満たないことは看過できないとし、安全な工場にする為に多額の投資が必要と説明し、「投資を行い存続」か「工場閉鎖」かの2つの案が提案され、会社は投資の回収が困難であるとして閉鎖案に優位性があると説明してきました。

これまで全国一般労働組合は、過去の協定を順守し従業員の雇用確保と工場を存続させる道はないのか会社に問いかけてきました。投資についても安全とは関係ない増産のための投資も含めた投資額の為、増産への投資分を遅らせることを進言しましたが、会社は聞く耳を持たず。また、投資に関しての詳しい資料の開示についても重要な部分は企業秘密として開示を拒否してきました。

2019年12月の都労委への申立て後、2度にわたる要望書が出されても、日本アクリル化学社は工場閉鎖の作業を強行し続け、遂には2020年9月末日にて全国一般への加盟組合員だけが解雇されました。しかし、同じ日本アクリル化学の従業員でありながら、2020年9月に発足した第2組合には「早期退職制度」へ応募し退職するからとして解雇を撤回し雇用延長を行うという組合方針の違いによる差別まで行われています。

このような差別待遇は決して許されるものではありません。名古屋地方裁判所におかれましては、このような整理解雇4要件すら満たさない解雇を許さぬよう公正な判決を下されるよう求めます。

氏 名	住 所

この署名は、要請書提出以外には、使用しません

【取扱団体】 アクリル争議支援共闘会議事務局 (全国一般労働組合事務局内)

〒113-0034 東京都文京区湯島2丁目4番4号 全労連会館9階

TEL : (03) 5840-6277 FAX : (03) 5689-5240

年 月 日

令和2年（ワ）第4189号 地位確認及び賃金支払並びに損害賠償請求事件

原告 林 義博 外12名

被告 日本アクリル化学株式会社

本 訴

名古屋地方裁判所民事第1部合ホE係 御中

公正な判決を要請する請願署名

被告（債務者）である日本アクリル化学社は、2019年6月に原告（債権者）らが加盟する労働組合に対し、日本アクリル化学（株）名古屋工場が親会社であるザ・ダウ・ケミカルカンパニーとして、ダウ基準に満たないことは看過できないとし、安全な工場にする為に多額の投資が必要と説明し、「投資を行い存続」か「工場閉鎖」かの2つの案が提案され、会社は投資の回収が困難であるとして閉鎖案に優位性があると説明してきました。

これまで全国一般労働組合は、過去の協定を順守し従業員の雇用確保と工場を存続させる道はないのか会社に問いかけてきました。投資についても安全とは関係ない増産のための投資も含めた投資額の為、増産への投資分を遅らせることを進言しましたが、会社は聞く耳を持たず。また、投資に関しての詳しい資料の開示についても重要な部分は企業秘密として開示を拒否してきました。

2019年12月の都労委への申立て後、2度にわたる要望書が出されても、日本アクリル化学社は工場閉鎖の作業を強行し続け、遂には2020年9月末日にて全国一般への加盟組合員だけが解雇されました。しかし、同じ日本アクリル化学の従業員でありながら、2020年9月に発足した第2組合には「早期退職制度」へ応募し退職するからとして解雇を撤回し雇用延長を行うという組合方針の違いによる差別まで行われています。

このような差別待遇は決して許されるものではありません。名古屋地方裁判所におかれましては、このような整理解雇4要件すら満たさない解雇を許さぬよう公正な判決を下されるよう求めます。

氏 名	住 所

この署名は、要請書提出以外には、使用しません

【取扱団体】 アクリル争議支援共闘会議事務局（全国一般労働組合事務局内）

〒113-0034 東京都文京区湯島2丁目4番4号 全労連会館9階

TEL : (03) 5840-6277 FAX : (03) 5689-5240

令和2年(ヨ)第10022号 地位保全及び賃金仮払仮処分申立事件

債権者 林 義博 外9名

債務者 日本アクリル化学株式会社

仮処分

名古屋地方裁判所民事第1部ホC係 御中

公正な判決を要請する請願署名

被告(債務者)である日本アクリル化学社は、2019年6月に原告(債権者)らが加盟する労働組合に対し、日本アクリル化学(株)名古屋工場が親会社であるザ・ダウ・ケミカルカンパニーとして、ダウ基準に満たないことは看過できないとし、安全な工場にする為に多額の投資が必要と説明し、「投資を行い存続」か「工場閉鎖」かの2つの案が提案され、会社は投資の回収が困難であるとして閉鎖案に優位性があると説明してきました。

これまで全国一般労働組合は、過去の協定を順守し従業員の雇用確保と工場を存続させる道はないのか会社に問いかけてきました。投資についても安全とは関係ない増産のための投資も含めた投資額の為、増産への投資分を遅らせることを進言しましたが、会社は聞く耳を持たず。また、投資に関しての詳しい資料の開示についても重要な部分は企業秘密として開示を拒否してきました。

2019年12月の都労委への申立て後、2度にわたる要望書が出されても、日本アクリル化学社は工場閉鎖の作業を強行し続け、遂には2020年9月末日にて全国一般への加盟組合員だけが解雇されました。しかし、同じ日本アクリル化学の従業員でありながら、2020年9月に発足した第2組合には「早期退職制度」へ応募し退職するからとして解雇を撤回し雇用延長を行うという組合方針の違いによる差別まで行われています。

このような差別待遇は決して許されるものではありません。名古屋地方裁判所におかれましては、このような整理解雇4要件すら満たさない解雇を許さぬよう公正な判決を下されるよう求めます。

年 月 日

(団 体 名)

(代 表 者 名)

(所 在 地)

令和2年（ワ）第4189号 地位確認及び賃金支払並びに損害賠償請求事件

原告 林 義博 外12名

被告 日本アクリル化学株式会社

本訴

名古屋地方裁判所民事第1部合ホE係 御中

公正な判決を要請する請願署名

被告（債務者）である日本アクリル化学社は、2019年6月に原告（債権者）らが加盟する労働組合に対し、日本アクリル化学（株）名古屋工場が親会社であるザ・ダウ・ケミカルカンパニーとして、ダウ基準に満たないことは看過できないとし、安全な工場にする為に多額の投資が必要と説明し、「投資を行い存続」か「工場閉鎖」かの2つの案が提案され、会社は投資の回収が困難であるとして閉鎖案に優位性があると説明してきました。

これまで全国一般労働組合は、過去の協定を順守し従業員の雇用確保と工場を存続させる道はないのか会社に問いかけてきました。投資についても安全とは関係ない増産のための投資も含めた投資額の為、増産への投資分を遅らせることを進言しましたが、会社は聞く耳を持たず。また、投資に関しての詳しい資料の開示についても重要な部分は企業秘密として開示を拒否してきました。

2019年12月の都労委への申立て後、2度にわたる要望書が出されても、日本アクリル化学社は工場閉鎖の作業を強行し続け、遂には2020年9月末日にて全国一般への加盟組合員だけが解雇されました。しかし、同じ日本アクリル化学の従業員でありながら、2020年9月に発足した第2組合には「早期退職制度」へ応募し退職するからとして解雇を撤回し雇用延長を行うという組合方針の違いによる差別まで行われています。

このような差別待遇は決して許されるものではありません。名古屋地方裁判所におかれましては、このような整理解雇4要件すら満たさない解雇を許さぬよう公正な判決を下されるよう求めます。

年 月 日

(団 体 名)

(代 表 者 名)

(所 在 地)